

利益相反管理方針（概要）

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社

1. 目的

当社は、金融商品取引法に基づく利益相反管理体制の整備において求められる利益相反管理方針（以下「本方針」という。）を策定しています。

本方針は、当社及び/又は当社の関係外国法人（以下「当社等」という。）が行う業務に関し、顧客の利益が不当に害されることのないよう、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ当該業務の実施状況を適切に監視するための利益相反管理体制の確立を目的とします。

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社等が行う取引のうち、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

利益相反は、①当社等と当社の顧客の間の利益相反、又は②当社等の顧客と他の顧客との間で生じる可能性があります。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型・判断基準

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではありません。また、必要に応じ、将来の追加・修正があり得ます。

- 当社等が保護すべき顧客の犠牲により、経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合（忠実義務型）。
- 当社等が保護すべき顧客を相手方とする取引をする場合（自己代理型）。
- 当社等が保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合（双方代理型）。
- 当社等が保護すべき顧客の取引相手との間の、顧客と競合する取引をする場合（競合取引型）。
- 当社等が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己又は第三者の利益を得る取引をする場合（情報濫用型）。

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社等のレピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮します。

「利益相反のおそれのある取引」の取引例としては、以下に掲げるもの及びこれらに

類する取引が考えられます。

- 自己またはその取締役との間における取引を内容とした運用。
- 運用財産相互間における取引を行うことを内容とした運用。
- 特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は権利者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと（スキュルピング行為）、あるいは自己・第三者の利益を図るため権利者の利益を害することとなる取引を行うことを内容とする運用を行うこと。
- 通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用をすること（アームズレングスでない取引行為）。
- 運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行うこと（情報濫用行為）。
- 当社等が発行する有価証券を顧客資産に組み入れること。
- 当社等が設定する投信又は外国投信を顧客資産に組み入れること。
- 当社の顧客又は顧客の関係法人の発行する株式について、当社が議決権を行使する場合
- 当社の営業部門で顧客から入手した顧客情報で、当社が行う業務に関わりはないが、グループの海外拠点が直接当該顧客に新規の取引勧誘をする際に利用可能な情報を、当該顧客の同意なしに、当該海外拠点に提供すること。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定等のプロセス

- ① 当社役職員は、「利益相反のおそれのある取引」に該当しうる取引を認識した場合、コンプライアンス部に速やかに連絡します。
- ② コンプライアンス部は、「利益相反のおそれのある取引」に該当すると判断した場合は、その特定した「利益相反のおそれのある取引」に対して適切な管理方法を検討し、関連部署に必要な助言をします。
- ③ コンプライアンス部は、当該取引に関して関連部署による適切な利益相反の管理が行われていることを監視し、問題が発見された場合は当該部署に対して改善を要請します。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該顧客の保護を適正に確保します（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限りません。）。

- 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

5. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括責任者の設置

コンプライアンス・オフィサーを利益相反管理統括責任者とします。



利益相反管理統括責任者は営業部門からの独立性を保証され、具体的な案件の処理について営業部門から指揮命令を受けることはありません。

利益相反管理統括責任者は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括責任者の職責

利益相反管理統括責任者は、業務担当部署から独立した立場で以下の職責を担います。

関連部署に対して対象取引の利益相反管理に関する助言を行うとともに、当該部署による利益相反管理が適切に実施されていることを監視します。

定期的に又はその都度対象取引の利益相反管理状況等の報告を受け、適切な管理が行われているかをモニターし、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制の見直しを行います。

当社の役職員に対し、本方針を踏まえた利益相反の管理及び顧客の非公開情報の取扱いに関する研修を定期的実施し、利益相反取引の管理・非公開情報の管理についての周知徹底をします。

(3) 記録・保存

コンプライアンス部は、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理方法の選定を行った措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

以上

2020年3月30日改正